

第 2 号（令和 4 年 3 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和4年3月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和4年3月9日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年3月9日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年3月9日午前11時34分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	脇本	尚憲	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	坂井	幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
保健医療課長 中谷 誠
上下水道課参事 仁木 崇

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
企画財政課長 花木 秀章
高齢福祉課長 寺井 佳孝

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和4年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和4年3月9日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第7号 井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第8号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第13号 令和4年度井手町一般会計予算
- 第5 議案第14号 令和4年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第6 議案第15号 令和4年度井手町水道事業会計予算
- 第7 議案第16号 令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第8 議案第17号 令和4年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議案第18号 令和4年度井手町介護保険特別会計予算
- 第10 議案第19号 令和4年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第20号 令和4年度井手町多賀財産区特別会計予算

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和4年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲
議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第7号、井手町消防団員の定員、任免、給与、服務
等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第7号、井手町消防団員の定員、任免、
給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申
し上げます。

井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のように定める。

なお、今回、消防団員の報酬等の基準の策定等についてが施行されたこと
に伴い、消防団員の処遇改善を図るため、出動手当から出動報酬への見直し
や当該手当額の見直し、団員の年額報酬を引き上げるために、関係条例につ
いて所要の改正をするものであります。

3ページをご覧ください。井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に
関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数3718、第8条、服務の規定でありまして、消防団員の報
酬等の基準の策定に伴う条例の整備であります。

続きまして、3718ページ、第12条、報酬の規定でありまして、こち
らも同じく、消防団員の報酬等の基準の策定に伴う条文の整備及び金額の改
定であります。

次ページをご覧ください。例規ページ数3718、第13条、費用弁償の
規定でありまして、こちらも消防団員の報酬等の基準の策定に伴う条文の整

備であります。

1 ページをご覧ください。附則でございます。

第1項、施行期日の規定でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

次ページをご覧ください。第2項、経過措置の規定でございます。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 3ページから4ページにかけてですけれども、先日、火災が有王地区であって、たくさん消防車も出動したと思っておりますが、施行は4月1日からですから今回の火災は対象ではないと思うんですけれども、あの火災のときには消防団員は実際、災害ということで消火活動に参加されたのか。消防職員が消火活動はやって、鎮火した後、見守りというか、それに残られたということなのか。見守りで残ったというような場合は、この中どの活動に当たるのか。それも、警戒であっても500円以上3,500円以内とありますから、例えばこの間の火事のようなときに残って警戒に当たってもらったような場合は、幾らになるんでしょうか。

それと、今回、手当ではなくて報酬に変えられたということですが、その報酬を直接団員に支給するのか、団で委任を取って団に支給するのかということで、これまで団の意向もあるからということでしたが、国の方はそれは直接個人に渡ると重々、通達が出ていると思うんですが、今回このように改定となって、消防団との話し合い等はどうなりましたか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、火災の関係でございますけれども、この前の火災のときには消防団も出動いただきまして、消火活動をしていただいております。見守りも消防団の方もしていただいておりますが、おっしゃいましたように消火活動、今回の国の見直しの中で、水火災、地震などによって火を消すというような出動のときには、火災の災害としての、災害出動としての単

価となります。条例でいきますと例えば警戒であるとか、今回新たに項目は変えておりますけれども、見守りであれば警戒になりますので、こちらの単価になるということです。

これは条例上では500円以上3,500円以内となっておりますけれども、これも京田辺市の消防団ともいろいろ調整しながら、時間いずれか、何時間から何時間までというふうなことで単価を決める形をしておりまして、その時間に応じて支給するというところでございます。それで上限が8,000円なり3,500円となるということでございます。

それと、報酬の関係でございましてけれども、12月議会の一般質問でありましたのでお答えをしておりますけれども、現在、各支部に払っている、消防団から受領するように委任はされておりますけれども、今回、このような条例も策定となってくるということもありますので、報酬が変わってくるということもございまして、これはもう少し消防団とも十分に協議する時期にとお答えしております。ですから、条例が可決いただき次第、また具体的に協議をさせていただけたらと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 私の方から、前回の一般質問の答弁の方で、近隣市町と合わせてということで答弁があったんですけども、この金額的なもの及びその内容を含めて、近隣とのあれはどのような形になっているのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、報酬につきましては、団員が2万8,000円から3万6,500円に変わっております。こちらについては宇治田原町、京田辺市、八幡市と調整、協議しながら、同じような形になっております。

あと、出勤報酬につきましても、近隣でも過去からの流れがあるということとは聞いておりますけれども、私どもは京田辺市と同じような形で国の標準額に従って制定をしているので、京田辺市消防本部管内についてはほぼ同じような形で運用をしていくということになっております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 定員の定数についてお伺いをいたします。

年々、少子化や若者の町外への流出など、団員確保が大変難しい状況になってきているとお聞きをしていますが、そんな中で現在の定員を維持していくということで考えてよろしいですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 定員の関係でございますけれども、おっしゃいましたように、現在、各支部ご苦勞いただきながら団員の確保に努めていただいておりますというのが現状ということは聞いております。ただ、私どもも、町内の消防団員というのがやはりいざというときに集まってくるのに遮断されて、在勤ということもありますけれども、町内の消防団員というのも消防団の方にも積極的に加入を頂くようには話はしております。そのような中で、現在のところ、またいろいろ消防力の強化のために消防団員の募集の仕方であったり人数であったりというようなことも今後の課題ではあるかと思っておりますけれども、取りあえず現在のところは定数250名ということで運営していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第7号、井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり

可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第8号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正が公布され、同法附則において、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、2ページをご覧ください。井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3727、第3条、損害補償を受ける権利の規定でありまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、ただし書を削除する条文の整備でございます。

それでは、1ページをご覧ください。附則でございます。

1項、施行期日。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項、第3項におきましては、経過措置の規定でございます。

以上、簡単でございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第8号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

する条例制定の件を採決します。

議案第 8 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 13 号、令和 4 年度井手町一般会計予算から、日程第 11、議案第 20 号、令和 4 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 13 号、令和 4 年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第 13 号、令和 4 年度井手町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和 4 年度井手町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 80 億 3,100 万円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 2 条、債務負担行為の規定でございます。地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 3 条、地方債の規定でございます。地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 4 条、一時借入金の規定でございます。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 7 億円と定める。

第 5 条、歳出予算の流用の規定でございます。地方自治法第 220 条第 2 項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

次のページをお開きください。1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一の款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、8ページをご覧ください。第2表債務負担行為であります。

町勢要覧、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額200万円。

次のページをご覧ください。第3表地方債であります。

起債の目的、1目総務施設整備事業債、限度額10億2,590万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ケ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。2目民生施設整備事業債、限度額870万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。3目土木施設整備事業債、限度額1億5,270万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。4目消防防災施設等整備事業債、限度額2億180万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。5目教育施設整備事業債、限度額14億950万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。6目臨時財政対策債、限度額4,000万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

総括の歳入であります。1款町税、本年度予算額9億249万6,000円、比較916万2,000円であります。

2款地方譲与税、本年度予算額2,786万2,000円、比較148万5,000円であります。

3款利子割交付金、本年度予算額60万円、比較10万円の減であります。

4款配当割交付金、本年度予算額500万円、比較ゼロであります。

5款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額700万円、比較200万円であります。

6款法人事業税交付金、本年度予算額1,800万円、比較900万円あります。

7 款地方消費税交付金、本年度予算額 1 億 9, 1 0 0 万円、比較 9 0 0 万円
円であります。

8 款自動車取得税交付金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

9 款環境性能割交付金、本年度予算額 5 0 0 万円、比較 2 0 0 万円
あります。

1 0 款地方特例交付金、本年度予算額 3 0 0 万円、比較 7 0 0 万円の減
あります。

1 1 款地方特例交付金、本年度予算額 1 7 億円、比較 1 億 5, 0 0 0 万円
あります。

1 2 款交通安全対策特別交付金、本年度予算額 7 0 万円、比較ゼロ
あります。

1 3 款分担金及び負担金、本年度予算額 1, 0 3 2 万 5, 0 0 0 円、比較
1 0 2 万 1, 0 0 0 円あります。

1 4 款使用料及び手数料、本年度予算額 4, 0 4 7 万 1, 0 0 0 円、比較
6 3 万円の減であります。

1 5 款国庫支出金、本年度予算額 5 億 4, 6 1 3 万 6, 0 0 0 円、比較 3,
5 7 2 万 9, 0 0 0 円あります。

1 6 款府支出金、本年度予算額 2 億 4, 0 2 6 万 8, 0 0 0 円、比較 4 7
7 万 5, 0 0 0 円の減であります。

1 7 款財産収入、本年度予算額 1, 9 9 9 万 1, 0 0 0 円、比較 5 万 6,
0 0 0 円の減であります。

1 8 款寄附金、本年度予算額 6, 0 0 0 円、比較ゼロあります。

1 9 款繰入金、本年度予算額 1 4 億 5, 9 5 2 万 7, 0 0 0 円、比較 9 億
2, 9 9 4 万 1, 0 0 0 円あります。

2 0 款繰越金、本年度予算額 5 0 0 万円、比較ゼロあります。

2 1 款諸収入、本年度予算額 1, 0 0 1 万 7, 0 0 0 円、比較 7 万 7, 0
0 0 円の減あります。

2 2 款町債、本年度予算額 2 8 億 3, 8 6 0 万円、比較 2 0 億 8, 3 3 0
万円あります。

以上、歳入合計、本年度予算額 8 0 億 3, 1 0 0 万円、比較 3 2 億 2, 0
0 0 万円あります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、本年度予算額6,602万2,000円、比較443万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の6,602万2,000円であります。

2款総務費、本年度予算額34億1,627万4,000円、比較16億3,945万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1億1,665万8,000円、地方債の10億2,590万円、その他の13億8,777万4,000円、一般財源の8億8,594万2,000円であります。

3款民生費、本年度予算額10億4,117万1,000円、比較829万8,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の3億736万9,000円、地方債の870万円、その他の1,512万1,000円、一般財源の7億998万1,000円であります。

4款衛生費、本年度予算額3億1,438万3,000円、比較1,047万1,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の4,561万2,000円、その他の533万3,000円、一般財源の2億6,343万8,000円あります。

5款労働費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円あります。

6款農林水産業費、本年度予算額6,112万3,000円、比較172万4,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,389万6,000円、その他の64万1,000円、一般財源の4,658万6,000円あります。

7款商工費、本年度予算額6,528万1,000円、比較15万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,445万円、その他の88万8,000円、一般財源の4,994万3,000円あります。

8款土木費、本年度予算額6億243万8,000円、比較7,517万8,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2億3,085万2,000円、地方債の1億5,270万円、その他の1億692万9,000円、一般財源の1億1,195万7,000円あります。

9款消防費、本年度予算額4億4,076万2,000円、比較2億480万8,000円、財源内訳といたしまして、地方債の2億180万円、その他の826万円、一般財源の2億3,070万2,000円あります。

10 款教育費、本年度予算額 1 億 7 千 8 百 25 万 7 千円、比較 1 億 3 千 5 百 9 万 3 千 1 百 0 千円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 5 千 7 百 5 万 6 千 3 百 0 千円、地方債の 1 億 4 千 9 百 5 万 0 千円、その他の 5 百 6 万 7 千 0 百 0 円、一般財源の 3 億 9 千 8 万 4 千円であります。

11 款災害復旧費、本年度予算額 2 億 8 千 0 万 3 千 0 百 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 億 8 千 0 万 3 千 0 百 0 円であります。

12 款公債費、本年度予算額 2 億 3 千 0 百 6 万 7 千 2 百 0 千円、比較 1 億 9 千 4 万 5 千 6 百 0 千円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 億 3 千 0 百 6 万 7 千 2 百 0 千円あります。

13 款予備費、本年度予算額 7 千 5 百 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 7 千 5 百 0 万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額 8 億 3 千 1 百 0 万 0 千円、比較 3 億 2 千 0 万 0 千円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 7 億 8 千 6 百 4 万 0 千円、地方債の 2 億 7 千 9 百 8 万 6 千 0 円、その他の 1 億 5 千 3 百 0 万 6 千 1 百 3 千 0 百 0 円、一般財源の 2 億 9 千 1 万 5 千 3 百 8 万 7 千 0 百 0 円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（西島寛道） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） それでは、主な事業につきましてご説明申し上げます。

令和 4 年度予算参考諸表 5 ページをお開き願います。なお、末尾に工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対照番号①、事業名、防犯カメラ整備、事業費 2 千 0 万 0 千円、財源内訳としまして、一般財源の 2 千 0 万 0 千円、事業概要としまして、3 台であります。

図面対照番号②、事業名、新庁舎建設事業、事業費 2 億 9 千 1 百 2 万 2 千 0 百 0 円、財源内訳としまして、地方債の 9 億 9 千 8 百 2 万 0 千円、その他の 1 億 9 千 3 百 0 万 1 千 2 百 0 千円、事業概要としまして、新庁舎建設工事一式、外構工事一式ほかであります。

図面対照番号③、事業名、職員等駐車場整備、事業費 1 億 5 千 1 万 0 千円、財源内訳としまして、その他の 1 億 5 千 1 万 0 千円、事業概要としましては、舗装工など面積 1 万 7 千 1 百 6 平方メートルあります。

図面対照番号④、事業名、共同浴場施設改修、事業費 3 6 3 万円、財源内訳としまして、一般財源の 3 6 3 万円、事業概要としましては、揚水ポンプ改修であります。

図面対照番号⑤、事業名、子育て施設環境整備、事業費 1, 3 5 0 万円、財源内訳としまして、国府支出金の 1, 3 5 0 万円、事業概要としまして、換気システム整備等などであります。

図面対照番号⑥、事業名、保育園施設等改修、事業費 9 7 2 万円、財源内訳としまして、地方債の 8 7 0 万円、一般財源の 1 0 2 万円、事業概要としまして、屋根改修（玉川、いづみ）、プール改修（いづみ、多賀）等であります。

図面対照番号⑦、事業名、まちづくりセンター施設整備、事業費 1 6 2 万円、財源内訳としまして、一般財源の 1 6 2 万円、事業概要としまして、交流棟畳入替え、交流棟北側ひさし延長、活動棟前土間改修であります。

図面対照番号⑧、事業名、町道 2 9 号線道路改良、事業費 1 億円、財源内訳としまして、国府支出金の 5, 7 7 5 万円、地方債の 3, 8 0 0 万円、その他の 4 2 5 万円、事業概要としまして、延長 4 0 0 メートルであります。

図面対照番号⑨、事業名、町道 2 号線道路改良、事業費 1 億円、財源内訳としまして、国府支出金の 5, 7 7 5 万円、地方債の 3, 8 0 0 万円、その他の 4 2 5 万円、事業概要としまして、延長 1 6 0 メートルであります。

図面対照番号⑩、事業名、町道 1 2 号線他道路改良、事業費 4, 5 0 0 万円、財源内訳としまして、国府支出金の 2, 0 0 0 万円、地方債の 2, 2 5 0 万円、その他の 2 5 0 万円、事業概要としまして、延長 6 0 0 メートルであります。

図面対照番号⑪、事業名、町道 2 1 - 0 7 号線道路改良、事業費 2, 1 0 0 万円、財源内訳としまして、国府支出金の 1, 1 0 2 万 5, 0 0 0 円、地方債の 8 9 0 万円、その他の 1 0 7 万 5, 0 0 0 円、事業概要としまして、延長 1 5 0 メートルであります。

図面対照番号⑫、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費 1, 4 0 0 万円、財源内訳としまして、国府支出金の 8 0 8 万 5, 0 0 0 円、地方債の 5 3 0 万円、その他の 6 1 万 5, 0 0 0 円、事業概要としましては、点検 1 3 橋、補修 1 橋であります。

図面対照番号⑬、事業名、町内道路舗装、事業費 1, 1 3 0 万円、財源内

訳としまして、地方債の1,010万円、その他の120万円、事業概要としまして、延長530メートル、面積1,100平方メートルであります。

図面対照番号⑭、事業名、町道21-08号線道路改良、事業費560万円、財源内訳としまして、その他の560万円、事業概要としましては、延長20メートルであります。

図面対照番号⑮、事業名、下排水路改修、事業費1,410万円、財源内訳としまして、地方債の1,410万円、事業概要としましては、5か所（阿弥陀寺、東南組、山縁、道心田、玉川さくら公園）であります。

図面対照番号⑯、事業名、町内河川浚渫、事業費600万円、財源内訳としまして、地方債の600万円、事業概要としましては、延長1,870メートル、体積380立方メートルであります。

図面対照番号⑰、事業名、町内公園整備、事業費541万円、財源内訳としましては、その他の541万円、事業概要としましては、4か所（いづみ、上井手児童、谷川ホテル、段ノ下）であります。

図面対照番号⑱、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、事業費8,500万円、財源内訳としまして、国府支出金の4,000万円、その他の4,500万円、事業概要としましては、建築工事であります。

図面対照番号⑲、事業名、改良住宅等改修、事業費660万円、財源内訳としまして、一般財源の660万円、事業の概要としましては、空き家改修3戸であります。

図面対照番号⑳、事業名、町営住宅外壁改修、事業費2,860万円、財源内訳としまして、国府支出金の1,430万円、一般財源の1,430万円、事業の概要としましては、簡二16戸であります。

図面対照番号㉑、事業名、防災倉庫整備、事業費4,290万円、財源内訳としまして、地方債の4,290万円、事業の概要としまして、建設工事一式であります。

図面対照番号㉒、事業名、防災広場整備、事業費7,170万円、財源内訳としまして、地方債の7,170万円、事業の概要としまして、舗装工等、石垣区面積1,314平方メートル、南区面積1,279平方メートルであります。

図面対照番号㉓、事業名、井手小学校空調整備、事業費1,210万円、財源内訳としまして、国府支出金の1,210万円、事業の概要としまして、

普通教室3室（6台）空調整備であります。

図面対照番号㊸、事業名、多賀小学校空調整備、事業費2,200万円、財源内訳としまして、国府支出金の2,200万円、事業の概要としまして、普通教室5室（10台）空調整備であります。

図面対照番号㊹、事業名、山吹ふれあいセンター建設工事、事業費13億9,898万8,000円、財源内訳としまして、国府支出金の935万円、地方債の13億8,960万円、その他の3万8,000円、事業の概要としまして、山吹ふれあいセンター建設工事一式、外構工事一式他であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第14号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第14号、令和4年度井手町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,086万7,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

第3条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款国民健康保険税、本年度予算額1億3,554万円、比較711万4,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額24万円、比較ゼロであります。

3款府支出金、本年度予算額7億4,133万7,000円、比較813

万5,000円であります。

4款財産収入、本年度予算額6万円、比較5万9,000円であります。

5款繰入金、本年度予算額7,259万2,000円、比較205万5,000円であります。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

7款諸収入、本年度予算額109万7,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額9億5,086万7,000円、比較1,736万3,000円であります。

6ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額673万3,000円、比較12万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の673万3,000円であります。

2款保険給付費、本年度予算額7億2,718万6,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、国府支出金の7億1,718万2,000円、一般財源の1,000万4,000円であります。

3款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額1億9,352万4,000円、比較1,700万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,636万2,000円、一般財源の1億7,716万2,000円あります。

4款共同事業拠出金、本年度予算額2,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の2,000円あります。

5款保健事業費、本年度予算額1,969万7,000円、比較23万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の779万3,000円、一般財源の1,190万4,000円あります。

6款公債費、本年度予算額2,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の2,000円あります。

7款諸支出金、本年度予算額172万3,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の172万3,000円あります。

8款予備費、本年度予算額200万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の200万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額9億5,086万7,000円、比較1,736万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の7億4,133万7,000円、一般財源の2億953万円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（西島寛道） 次に、議案第15号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） それでは、議案第15号、令和4年度井手町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和4年度井手町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数2,050戸。2号、年間総給水量73万立方メートル。3号、一日平均給水量2,000立方メートル。4号、主要な建設改良事業、配水設備事業。

第3条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。1款水道事業収益1億3,523万8,000円、1項営業収益1億1,109万2,000円、2項営業外収益2,414万5,000円、3項特別利益1,000円。

支出であります。1款水道事業費用1億3,163万3,000円、1項営業費用1億2,663万円、2項営業外費用450万1,000円、3項特別損失2,000円、4項予備費50万円。

1枚めくっていただきまして、第4条、資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,799万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額563万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1,236万円を補てんするものとする。）。

収入であります。1款資本的収入5,800万2,000円、1項企業債5,600万円、2項分担金100万円、3項寄附金1,000円、4項その他資本的収入1,000円、5項負担金100万円。

支出であります。1款資本的支出7,599万9,000円、1項建設改良費6,329万9,000円、2項企業債償還金1,269万9,000

円、3項その他資本的支出1,000円。

第5条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度5,600万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ケ年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。

第6条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。2号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費921万円。

第9条、たな卸資産購入限度額の規定であります。たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

それでは、4ページをお開き願います。令和4年度井手町水道事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出の収入であります。1款水道事業収益、予定額1億3,523万8,000円。1項営業収益、予定額1億1,109万2,000

円、1目給水収益、予定額9,800万円、2目受託工事収益、予定額35万円、3目その他営業収益、予定額1,274万2,000円。2項営業外収益、予定額2,414万5,000円、1目受取利息及び配当金、予定額2,000円、2目長期前受金戻入、予定額2,363万2,000円、3目雑収益、予定額51万1,000円。3項特別利益、予定額1,000円、1目過年度損益修正益、予定額1,000円。

次のページをご覧ください。

次に、支出であります。1款水道事業費用、予定額1億3,163万3,000円。1項営業費用、予定額1億2,663万円、1目原水及び浄水費、予定額3,314万4,000円、2目配水及び給水費、予定額827万2,000円、3目受託工事費、予定額30万円、4目総係費、予定額2,486万7,000円、5目減価償却費、予定額5,974万9,000円、6目資産減耗費、予定額25万円、7目その他営業費用、予定額4万8,000円。2項営業外費用、予定額450万1,000円、1目支払利息及び企業債取扱諸費、予定額250万円、2目消費税及び地方消費税、予定額200万円、1枚めくっていただきまして、3目雑支出、予定額1,000円。3項特別損失、予定額2,000円、1目過年度損益修正損、予定額1,000円、2目その他特別損失、予定額1,000円。4項予備費、予定額50万円、1目予備費、予定額50万円。

次のページをご覧ください。

次に、資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入、予定額5,800万2,000円。1項企業債、予定額5,600万円、1目企業債、予定額5,600万円。2項分担金、予定額100万円、1目分担金、予定額100万円。3項寄附金、予定額1,000円、1目寄附金、予定額1,000円。4項その他資本的収入、予定額1,000円、1目その他資本的収入、予定額1,000円。5項負担金、予定額100万円、1目負担金、予定額100万円。

1枚めくっていただきまして、次に支出であります。1款資本的支出、予定額7,599万9,000円。1項建設改良費、予定額6,329万9,000円、1目事務費、予定額59万9,000円、2目配水設備工事費、予定額5,600万円、4目固定資産購入費、予定額670万円。2項企業債償還金、予定額1,269万9,000円、1目企業債償還金、予定額1,

269万9,000円。3項その他資本的支出、予定額1,000円、1目その他資本的支出、予定額1,000円。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、次ページ以降につきましては、後ほどご覧おき願います。

議長（西島寛道）　引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木　崇）　それでは、令和4年度井手町水道事業会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、水源地取水井戸洗浄工事、事業費600万円、財源内訳といたしまして、一般財源の600万円、事業の概要といたしまして、第一水源地取水井戸洗浄作業等であります。

図対象番号②、事業名、新庁舎前配水管布設工事、事業費4,000万円、財源内訳といたしまして、地方債の4,000万円、事業の概要といたしまして、延長350メートルであります。

図対象番号③、事業名、石綿管布設替工事、事業費1,600万円、財源内訳といたしまして、地方債の1,600万円、事業の概要といたしまして、延長200メートルであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　次に、議案第16号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木　崇）　それでは、議案第16号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,911万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債の規定であります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及

び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開き願います。第2表地方債であります。

起債の目的、水道事業債。限度額2,000万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ケ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1款分担金及び負担金、本年度予算額267万7,000円、比較173万5,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,505万9,000円、比較100万円の減であります。

3款財産収入、本年度予算額5万円、比較2万2,000円の減であります。

4款寄附金、本年度予算額370万1,000円、比較370万円であります。

5款繰入金、本年度予算額761万9,000円、比較242万1,000円あります。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

7款諸収入、本年度予算額3,000円、比較ゼロであります。

8款町債、本年度予算額2,000万円、比較1,100万円あります。

以上、歳入合計、本年度予算額 6,911 万円、比較 1,783 万 4,000 円であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。1 款業務費、本年度予算額 3,077 万 6,000 円、比較 460 万 3,000 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 5 万円、一般財源の 3,072 万 6,000 円であります。

2 款事業費、本年度予算額 2,685 万円、比較 2,250 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 2,000 万円、その他の 370 万円、一般財源の 315 万円であります。

3 款公債費、本年度予算額 1,108 万 4,000 円、比較 6 万 3,000 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 154 万 8,000 円、一般財源の 953 万 6,000 円であります。

4 款予備費、本年度予算額 40 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 40 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 6,911 万円、比較 1,783 万 4,000 円、財源内訳といたしまして、地方債の 2,000 万円、その他の 529 万 8,000 円、一般財源の 4,381 万 2,000 円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。なお、13 ページ以降に給与費明細書がございます。後ほどご覧おき願います。

議長（西島寛道） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） それでは、令和 4 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、配水管整備事業、事業費 2,600 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 2,000 万円、その他の 370 万円、一般財源の 230 万円、事業の概要といたしまして、延長 190 メートルであります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第 17 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第17号、令和4年度井手町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,288万6,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額9,867万円、比較751万6,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2万4,000円、比較ゼロであります。

3款繰入金、本年度予算額3,396万7,000円、比較114万4,000円であります。

4款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

5款諸収入、本年度予算額22万4,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額1億3,288万6,000円、比較866万円であります。

5ページをご覧ください。歳出であります。1款総務費、本年度予算額205万1,000円、比較60万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の2万4,000円、一般財源の202万7,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億3,052万5,000円、比較805万6,000円、財源内訳といたしまして、その他の9,868万1,000円、一般財源の3,184万4,000円であります。

3款諸支出金、本年度予算額21万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の21万円あります。

4款予備費、本年度予算額10万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の10万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額1億3,288万6,000円、比較86

6万円、財源内訳といたしまして、その他の9,891万5,000円、一般財源の3,397万1,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。15分まで。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、議案第18号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第18号、令和4年度井手町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億2,344万3,000円と定める。2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ730万1,000円と定める。3項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開きください。保険事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億6,684万7,000円、比較882万7,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額4万3,000円、比較ゼロであります。

3 款国庫支出金、本年度予算額 2 億 2, 3 3 8 万 1, 0 0 0 円、比較 1, 2 3 2 万 7, 0 0 0 円であります。

4 款支払基金交付金、本年度予算額 2 億 3, 4 4 0 万 5, 0 0 0 円、比較 1, 1 9 1 万 7, 0 0 0 円であります。

5 款府支出金、本年度予算額 1 億 3, 1 1 8 万 3, 0 0 0 円、比較 6 4 0 万 2, 0 0 0 円であります。

6 款財産収入、本年度予算額 3 万円、比較 1 万 2, 0 0 0 円であります。

7 款繰入金、本年度予算額 1 億 6, 7 5 4 万 7, 0 0 0 円、比較 6 2 1 万円あります。

8 款繰越金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

9 款諸収入、本年度予算額 6, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 9 億 2, 3 4 4 万 3, 0 0 0 円、比較 4, 5 6 9 万 5, 0 0 0 円あります。

次の 6 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款総務費、本年度予算額 1, 3 6 5 万 1, 0 0 0 円、比較 2 7 万 3, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 4 万 3, 0 0 0 円、一般財源の 1, 3 6 0 万 8, 0 0 0 円あります。

2 款保険給付費、本年度予算額 8 億 4, 5 2 1 万 4, 0 0 0 円、比較 4, 0 5 3 万 3, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3 億 3, 5 0 7 万 8, 0 0 0 円、その他の 3 億 9, 0 6 9 万 9, 0 0 0 円、一般財源の 1 億 1, 9 4 3 万 7, 0 0 0 円あります。

3 款地域支援事業費、本年度予算額 6, 3 5 3 万 6, 0 0 0 円、比較 5 4 2 万 3, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 9 4 8 万 6, 0 0 0 円、その他の 2, 0 1 5 万 3, 0 0 0 円、一般財源の 2, 3 8 9 万 7, 0 0 0 円あります。

4 款基金積立金、本年度予算額 3 万円、比較 1 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 3 万円あります。

5 款公債費、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1, 0 0 0 円あります。

6 款諸支出金、本年度予算額 1 万 1, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 万 1, 0 0 0 円あります。

7 款予備費、本年度予算額 1 0 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまし

て、一般財源の100万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額9億2,344万3,000円、比較4,569万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の3億5,456万4,000円、その他の4億1,092万5,000円、一般財源の1億5,795万4,000円であります。

次に、20ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款サービス収入、本年度予算額230万円、比較ゼロであります。

2款繰越金、本年度予算額500万円、比較ゼロであります。

3款諸収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額730万1,000円、比較ゼロであります。

次の21ページをご覧ください。

歳出であります。1款サービス事業費、本年度予算額230万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の230万円であります。

2款諸支出金、本年度予算額500万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の500万円であります。

3款予備費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額730万1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の230万円、一般財源の500万1,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（西島寛道） 次に、議案第19号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） それでは、議案第19号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億9,301万5,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為の規定であります。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条、地方債の規定であります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第4条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

次のページをご覧ください。第5条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

5ページをお開き願います。第2表債務負担行為であります。

公営企業会計適用化支援業務、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額1,700万円。

次のページをご覧ください。第3表地方債であります。

起債の目的、下水道事業債。限度額1億5,200万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ケ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1款使用料及び手数料、本年度予算額1億5,123万7,000円、比較100万1,000円の減であります。

2 款国庫支出金、本年度予算額 7, 400 万円、比較 2, 150 万円であります。

3 款繰入金、本年度予算額 2 億 1, 069 万 3, 000 円、比較 2, 382 万 7, 000 円の減であります。

4 款繰越金、本年度予算額 1, 000 円、比較ゼロであります。

5 款諸収入、本年度予算額 508 万 4, 000 円、比較 53 万 9, 000 円であります。

6 款町債、本年度予算額 1 億 5, 200 万円、比較 4, 430 万円であります。

以上、歳入合計、本年度予算額 5 億 9, 301 万 5, 000 円、比較 4, 151 万 1, 000 円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款総務費、本年度予算額 1 億 5, 644 万 4, 000 円、比較 1, 562 万 5, 000 円の減、財源内訳といたしまして、地方債の 1, 730 万円、その他の 1, 029 万 2, 000 円、一般財源の 1 億 2, 885 万 2, 000 円であります。

2 款事業費、本年度予算額 2 億 1, 031 万 8, 000 円、比較 5, 952 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 7, 400 万円、地方債の 1 億 2, 320 万円、一般財源の 1, 311 万 8, 000 円であります。

3 款公債費、本年度予算額 2 億 2, 525 万 3, 000 円、比較 238 万 4, 000 円の減、財源内訳といたしまして、地方債の 1, 150 万円、その他の 2 億 435 万円、一般財源の 940 万 3, 000 円であります。

4 款予備費、本年度予算額 100 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 100 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 5 億 9, 301 万 5, 000 円、比較 4, 151 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 7, 400 万円、地方債の 1 億 5, 200 万円、その他の 2 億 1, 464 万 2, 000 円、一般財源の 1 億 5, 237 万 3, 000 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、15 ページ以降に給与費明細書がございます。後ほどご覧おき願います。

議長（西島寛道） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） それでは、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計予算に計上した事業の概要につきましてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、改築更新事業、事業費2,400万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,000万円、地方債の1,400万円、事業の概要といたしまして、マンホール蓋取替44か所、マンホールポンプ場更新1か所であります。

図対象番号②、事業名、面整備事業、事業費3,000万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の400万円、地方債の2,600万円、事業の概要といたしまして、山城多賀駅前商業施設関連延長130メートル、新庁舎前延長200メートルであります。

図対象番号③、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、事業費1億2,300万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の6,000万円、地方債の6,300万円、事業の概要といたしまして、ポンプ機器、電気設備等修繕1式であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第20号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第20号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の多賀財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ589万4,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款財産収入、本年度予算額44万5,000円、比較1,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2,000円、比較ゼロであります。

3 款 寄附金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

4 款 繰入金、本年度予算額 5 2 4 万 4, 0 0 0 円、比較 2 9 0 万円であり
ます。

5 款 繰越金、本年度予算額 2 0 万円、比較ゼロであります。

6 款 諸収入、本年度予算額 2, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 5 8 9 万 4, 0 0 0 円、比較 2 8 9 万 9,
0 0 0 円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款 総務費、本年度予算額 2 4 0 万円、比較ゼロ、財源
内訳といたしまして、一般財源の 2 4 0 万円であります。

2 款 衛生費、本年度予算額 3 3 0 万 8, 0 0 0 円、比較 2 9 0 万円、財源
内訳といたしまして、一般財源の 3 3 0 万 8, 0 0 0 円であります。

3 款 諸支出金、本年度予算額 8 万 6, 0 0 0 円、比較 1, 0 0 0 円の減、
財源内訳といたしまして、その他の 8 万 6, 0 0 0 円あります。

4 款 予備費、本年度予算額 1 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、
一般財源の 1 0 万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額 5 8 9 万 4, 0 0 0 円、比較 2 8 9 万 9,
0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 8 万 6, 0 0 0 円、一般財源
の 5 8 0 万 8, 0 0 0 円あります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本 8 件については、議員全員の委員で構成する予算特別委
員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、日程第 4、議案第 1
3 号、令和 4 年度井手町一般会計予算から、日程第 1 1、議案第 2 0 号、令
和 4 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件については、予算特別委

員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選いただき、議長までご報告願います。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に予算特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には脇本尚憲議員、副委員長には谷田利一議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月18日午前11時から会議を開きます。

散会 午前11時34分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 谷 田 みさお